

令和5・6年度那覇市上下水道局入札参加資格取得申請要領

那覇市上下水道局が令和5・6年度に発注する「水道施設工事」の競争入札に参加を希望される方は、次により申請書類等をご提出ください。

1 資格要件（※基準日は令和4年12月1日とする）

本局の競争入札に参加を希望する者は、次の（1）から（10）のすべての要件を満たしていること。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- （2）健康保険及び厚生年金保険に加入していること。
（個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合を除く。）
- （3）雇用保険に加入していること。
（従業員が1人もいないため適用が除外されている場合を除く。）
- （4）建設業退職金共済制度に加入していること。
- （5）建設業労働災害防止協会に加入していること。
- （6）水道施設工事業及び管工事業について、建設業の許可を受けていること。
- （7）水道施設工事業及び管工事業について、審査基準日が令和3年6月30日以降の経営事項審査を受審し、総合評定値の通知を受けている者であること。
- （8）那覇市上下水道局指定給水装置工事業業者として申請日までに本局より指定を受けていること。
「水道法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日に施行され、それに伴い指定給水装置工事業業者制度は、5年ごとの更新制となったので注意すること。
- （9）経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- （10）本市の市税納税義務者にあつては、その市税に滞納がないこと。

2 受付期間（市内・市外・県外業者）

令和4年12月1日（木）～21日（水）【当日消印有効】

※市内・市外・県外業者の受付期間を区分せず、同一の期間とします。

3 提出方法

※郵送での申請のみとなります。（窓口持参不可）。

※申請後の提出書類等（CD-R・CD-RWを含む）は返却いたしません。予めご了承ください。

以下の方法により、郵送で提出してください。

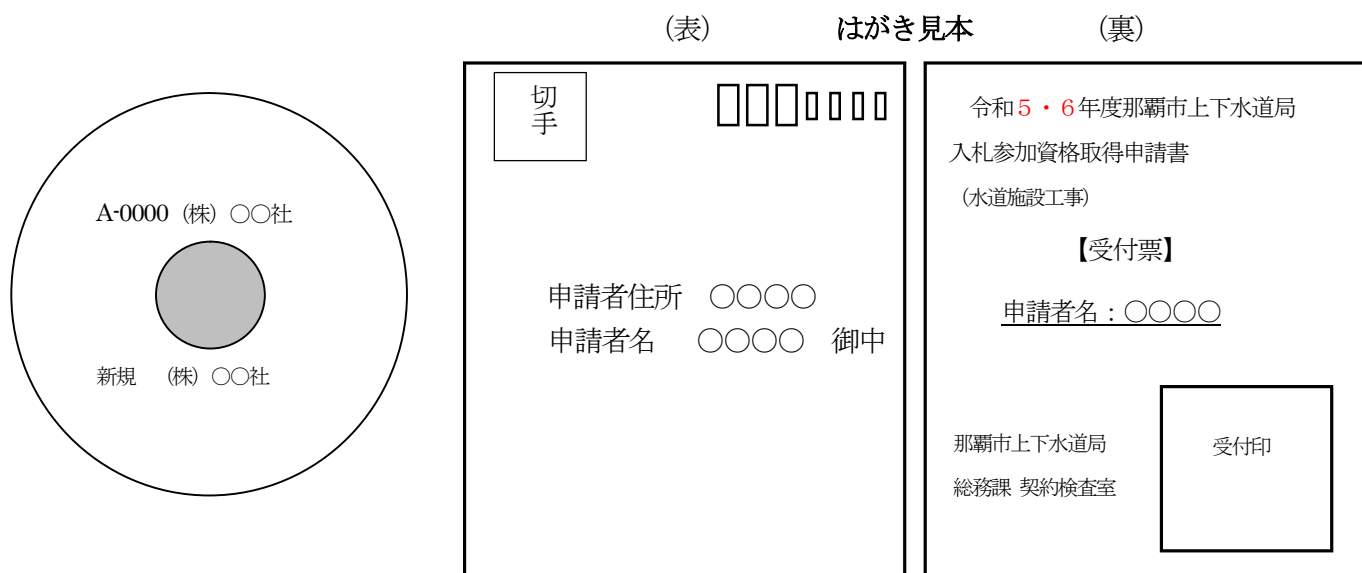
- ① 郵便物の未到着等のトラブル防止のため、配達記録が追跡できる方法で郵送してください。（書留類・レターパック・宅配便等）
※申請書類等の到着確認等の問い合わせについては対応できません。ご了承ください。
また、未到着等のトラブルにつきましては、本局において一切責任を負いませんのでご了承ください。

- ② 郵便物に『入札参加資格取得申請書在中』と朱書きしてください。

提出用のCD-R（もしくはCD-RW）については、1業者のデータのみ保存し、CD-R（CD-RW）の表面に業者番号・商号を必ず記載してください。テプラ等の使用可。（新規申請の場合は番号が付番されていないため、商号の前に「新規」と記載。）（図参照）

【CD-R（CD-RW）表面記載例】

[受付票見本]



- ③ 受付票（はがき）の必要な方は、指定した様式のとおり作成し、必要事項を記入の上、受付票（はがき）を提出ファイル（表紙の裏面内側）にクリップ止めしてください。（申請者の郵便番号・住所・会社名等宛先を必ず記入してください。）はがきの様式については上記の図を参照のうえ、作成してください。（受付票が必要ない方は添付する必要はありません。）

受付したことのみを通知する内容となります。（受付印の押印のみ）

なお、書類不備の場合、受付できない場合があります。

※はがきの添付がない場合、切手を貼っていない場合は対応できません。

- ④ 提出ファイルについて

提出書類は別紙『水道施設工事の申請書類一覧』の注意事項のとおり申請書類等を綴り、表紙、背表紙に「令和5・6年度 入札参加資格取得申請書（水道施設工事）」、「業者番号（那覇市の登録番号）」及び「商号」等を記入してください。（「ファイルのつづり方」参照）

※複数の業者の入札参加資格取得申請書をまとめて送付する場合、下記までお問い合わせください。

4 送付先及び問い合わせ先

〒900-0006 那覇市おもろまち1丁目1番1号
 那覇市上下水道局 総務課 契約検査室
 電話 (098) - 941-7809 午前9時から午後5時まで
 (正午～13時、土曜日、日曜日、祝日は除く)

5 提出書類等

※申請後の以下提出書類等は返却いたしません。

※提出書類等は、下記No.00「水道施設工事の申請書類一覧」の「申請者確認欄」をチェックし、全て揃っているか確認してください。

No.	提出書類等	説明
00	水道施設工事の申請書類一覧	・申請者確認欄をチェック後、ファイルの表紙の内側に貼ること。
1	入札参加資格取得申請書 (申請書様式データ)	・令和4年12月1日現在の状況を記入してください。 ・申請書様式データへ入力しCD-R (もしくはCD-RW)へ保存した申請書を印刷。 ・2部印刷し、1部を提出 (内容について問い合わせする場合がありますので、1部は確認用に保管してください)。 ・用紙サイズはA4。片面印刷。
2	入札参加資格取得申請概要(その1)	・申請書様式データ
3	入札参加資格取得申請概要(その2)	・申請書様式データ
4	法人は登記簿 (履歴事項全部証明書) 謄本 (写し可)	・現在事項全部証明書は不可
	個人事業者は代表者の身分証明書及び登記 されていない旨の証明書 (写し可)	・身分証明書は本籍地、登記されていない証明は東京法 務局発行 (地方法務局にて申請)
5	印鑑証明書 (原本)	—
6	営業証明書 (本店が市外で市内に営業所を 有する者) (写し可)	・那覇市役所市民税課発行
7	那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者 証の写し	・令和4年12月1日現在で有効期限内にあるもの。 ※令和5年4月1日までに有効期限が切れる場合は、更新後速や かに証明書等を提出すること。
8	建設業許可証明書又は通知書の写し	・令和4年12月1日現在で有効期限内にあるもの。 ※令和5年4月1日までに有効期限が切れる場合は、更新後速や

		かに証明書等を提出すること。
9	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日が令和3年6月30日以降で最新のもの。 ※令和5年4月1日までに有効期限が切れる場合は、更新後に通知書を提出すること。
10	技術者総括表（申請書様式データ）	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年12月1日現在で在席する常勤の技術者。 ・合格証明書又は免許証等の写しを添付すること（有効期限に注意）。 ※一人で同一資格を所有している場合は上位の資格のみ記入（免許証等も上位の資格のみ添付すること）。 <p>※綴り方は、名簿の順番の資格者ごとにつづること。</p>
11	建設業退職金共済事業加入履行証明書（写し可）	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>No.9で建設業退職金共済制度加入の有無が「無」となっている場合。</u> ↓ 加入証明書又は加入していない理由書を提出。その他の退職金共済制度に加入している場合は、その制度の加入証明書を提出。
		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>No.9で健康保険・厚生年金保険加入の有無が「有」となっている場合。</u> ↓ 提出不要。
12	建設業労働災害防止協会加入証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・写し可。
13	労働保険証明書（労災のみは不可）（写し可）	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>No.9で雇用保険加入の有無が「無」となっている場合。</u> ↓ <u>提出。</u> 適用除外者は除く。 ・<u>No.9で雇用保険加入の有無が「有」となっている場合。</u> ↓ 提出不要。

14	<p>健康保険(又は健康保険組合)・厚生年金(加入・納入) 証明書</p> <p>※<u>令和4年9月分</u>まで未納がないことの証明書(写し可)</p>	<p>・<u>No.9で健康保険・厚生年金保険加入の有無が「無」となっている場合。</u></p> <p>↓</p> <p><u>提出。</u></p> <p>※「無」の場合で、健康保険(又は健康保険組合)・厚生年金保険に加入しているが、<u>(加入・納入)証明書の発行ができない場合は令和4年4月～9月分の保険料の領収書の写しを提出(証明書の発行ができない場合に限る)。</u></p> <p>※労働者を1人も雇用していないため適用が除外されている場合等、未加入の場合は、その法的根拠を明記した「理由書(様式自由)」を提出。</p> <p>・<u>No.9で健康保険・厚生年金保険加入の有無が「有」となっている場合。</u></p> <p>↓</p> <p><u>提出不要。</u></p>
15	<p>市税納税証明書(滞納のない証明書)</p> <p>※那覇市市民税課発行(写し可)</p>	<p>・那覇市内に本店又は支店等を有する事業者のみ提出</p>
16	<p>国税納税証明書(法人税・消費税等)</p> <p>(写し可)</p>	<p>・未納税額がないことの証明書。</p> <p>法人事業者：様式その3の3</p> <p>個人事業者：様式その3の2</p>
17	<p>I S O認証取得証明書</p> <p>(写し可)</p>	<p>・IS09000 S、IS014000 S (<u>令和4年12月1日現在</u>で有効期限内にあるもの)。</p> <p>※更新手続き中の場合は、認証取得証明書の代わりに申請中である証明を提出すること。</p> <p>※<u>令和5年4月1日</u>までに有効期限が切れる場合は、更新後に証明書等を提出すること。</p>
18	<p>エコアクション21認証取得証明書</p> <p>(写し可)</p>	<p>エコアクション21 (<u>令和4年12月1日現在</u>で有効期限内にあるもの)。</p> <p>※更新手続き中の場合は、認証取得証明書の代わりに申請中である証明を提出すること。</p> <p>※<u>令和5年4月1日</u>までに有効期限が切れる場合は、更新後に証明書等を提出すること。</p>

19	ボランティア協定又は災害時における応援協定 (写し可)	<ul style="list-style-type: none"> ・本市との協定書の写し、又は加入団体と本市との協定書の写し+加入団体へ属していることがわかる証明書。 ※1つの証明書で本市と申請業者との協定が証明できる場合は協定書のみ提出で可とするが、本市と加入団体との協定の場合は、申請業者が協定を締結した加入団体へ属していることがわかる証明書の提出が別に必要。
20	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年7月1日現在の被保険者を雇用の規模の人数として数える(7月2日以降に退職している従業員も人数に入るので、削除しないこと)。 ・標準報酬決定通知書は、氏名、生年月日、適用年月日が確認できる状態で提出すること(報酬額以外は墨消し不可)。 ・個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合は、雇用保険被保険者証の写し。 ・事業主のみ又は家族従業員のみで従事しており、雇用保険に加入していない場合は、確定申告書の写し(専従者の氏名欄で確認)。 ・後期高齢者を雇用している場合は、後期高齢者医療被保険者証の写し+厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ。 ※後期高齢者の人数も雇用の規模に含まれます。
21	障害者雇用状況報告書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所長への報告書。 ・障害者雇用法定義務のある事業者は、報告書の写し。 ・法定義務のない事業者で障がい者を雇用している場合は、障害者手帳又は療育手帳等の写し及び在席が確認できる書類(標準報酬決定通知書の写し等)。提出書類No20で該当する障がい者について、標準報酬決定通知書の写しに記載されている場合は不要。記載がない場合、他の雇用が確認できる健康保険証、源泉徴収票等の書類。 ※雇用の規模が43.5人以上の事業所で、障害者雇用状況報告書が提出できない場合は、理由書(局様式)を提出すること。
22	優秀建設工事表彰状の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・那覇市上下水道局での直前2年度(令和3・4年度)の優秀建設工事被表彰事業者のみ
23	事業所所在地位置図及び写真(局様式1)(局様式2)	<ul style="list-style-type: none"> ・本店及び那覇市内に営業所等のある場合は、それぞれ提出。 ※写真は、提出日前3ヶ月以内に撮影したもの(写真データを様式に印刷したものでも鮮明であれば可)。 ※外観と室内を写したカラー写真であること(看板が見えるように建物全体を写したもの。看板が確認しづらい場合は看板の部分を拡大して写した写真も必要。室内の写真は机、事務機器等の配置が分かるもの)。

24	資本・人的関係届出書 申請書様式データと一緒にCD-R（もしくはCD-RW）へ保存。	本局様式（別紙）へ入力しCD-R（もしくはCD-RW）へ保存した届出書を印刷。 ※CD-R（CD-RW）に業者番号（新規申請の場合は「新規」と記載）と商号を記入してください。 （例）A-〇〇〇〇△△△△資本人的関係届出書（水道施設工事）.xlsx（〇〇〇〇は業者番号、△△△△は業者名）
25	受付票（はがき：必要な方のみ）	・受付印が必要な方のみ（※受付印が不要の場合は必要ありません）。 ・2ページの「はがき見本」を参照のうえ作成してください。 ※はがきには必ず切手を貼ってください。切手が無い場合、住所等必要事項の記載が無い場合は対応できません（官製はがきは切手不要）。 ※提出ファイル（表紙の裏面内側）にクリップ止めしてください。
※	CD-RもしくはCD-RW（申請書様式データ入力保存済み） No. 24 資本・人的関係届出書と一緒にCD-R（もしくはCD-RW）へ保存。	※CD-R（CD-RW）に業者番号（新規申請の場合は「新規」と記載）と商号を記入してください。 ※1事業者ごとにひとつ
※	返信用封筒（84円切手貼付、宛先記入）	※提出ファイル（表紙の裏面内側）にクリップ止めしてください。

※注意事項

- ① 申請書様式データと No. 24 資本・人的関係届出書をCD-R（もしくはCD-RW）に保存してください。
- ② 提出書類の各証明書は、令和4年9月1日以降に発行されたものを提出してください。
ただし、商号等記載事項に変更等がある場合は、最新のものを提出してください
- ③ 委任状・使用印鑑届は県外・県内離島事業者に限ります。
- ④ ファイルは青色を使用してください。
- ⑤ 申請書類は上記番号順に綴ること。
- ⑥ 個人事業者に関しては、1.本籍地の市町村が発行する「身分証明書」と2.東京法務局が発行する「登記されていないことの証明書」（成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明）の2種類が必要となります。東京法務局が発行する「登記されていないことの証明書」については、那覇地方法務局戸籍課又は最寄りの法務局へお問い合わせください。
- ⑦ 原則、受付期間内に提出した書類の内容が格付に反映されます。提出漏れがあった場合は反映されませんので、不備のないようお願いします。特に建設業許可、経営事項審査結果通知書を申請中の場合で直近の許可書及び通知書を提出した場合、基本的に提出した内容で格付することとなります（令和5年4月1日に期限が切れる場合は改めて更新後の許可書及び通知書の提出が必要となりますが、基本的に先に提出した直近の内容が格付に反映されることとなります）。
- ⑧ 書類の不備がないよう、十分確認したうえで提出してください。インデックスの貼り忘れ、ファイルに綴っていない場合も書類不備となり、受付できない場合があります。郵送する前に再度確認してください。
- ⑨ 提出された申請書等に訂正がある場合には確認に時間を要します。早めの提出をお願いします。

6 その他

- (1) 申請書類等のほか、資格審査結果通知書発送用の返信用封筒(84円切手1枚を貼り、宛先を記載すること。)と一緒に提出してください。
- (2) 入札参加資格を申請したものが次の各号のいずれかに該当するときは、資格の登録が行われないか、又は、資格の登録を取り消すことがあります。
 - ① 当該申請書類中(添付書類含む。)について、虚偽の記載をしたか、又は、重要な事項について記載しなかったとき。
 - ② 審査のための実態調査に応じないとき。
 - ③ 審査の途中又は審査終了後、入札参加資格者として不相当であると認められたとき。

※本店(営業所)確認の基準は次のとおりです。

- ア 建設業法の定めに基づき看板及び標識が設置され、電話、机等の什器備品、帳簿等を備え、事務所が住居兼用の場合は、居住部分とは明確に区分された事務所として営業の実態が確認できること。
- イ 本局からの問い合わせ等について、対応できる従業員が常勤していること。
- ウ 社員・家族・親族等の専用住宅でないこと。
- エ 転送電話等のみでは事務所とみなさない。
- オ 登記簿謄本に記載されていること。(法人に限る。)

7 入札参加資格の有効期間など

登録の日から**令和7年3月31日**までとする。ただし、有効期間の満了の日までに次期の資格決定がなされないときは、その資格決定がなされるまで引き続き有効とします。

※合格通知発送は、令和5年3月末の予定です。

なお、結果に対する異議申し立ては、総務課 契約検査室(TEL 941-7809)で結果通知の日から30日以内に限り受け付けます。

入札参加資格取得申請書変更届書について

入札参加資格取得申請書提出後に次の事項に変更があるときは、「入札参加資格取得申請書変更届書」に必要書類を添付のうえ**速やかに**提出してください。

なお、各変更事項の添付書類については、変更届の裏面を参照してください。

※変更届を提出する場合は、必ず業者番号を記入してください。

- | | | |
|-------------|-------------------|-----------------------|
| ①商号又は名称 | ②代表者 | ③代理人 |
| ④資本金 | ⑤所在地 | ⑥電話・FAX番号 |
| ⑦実印 | ⑧使用印 | ⑨建設業許可更新 |
| ⑩経審基準日 | ⑪技術職員(資格の取得・更新含む) | |
| ⑫事業の承継願 | ⑬廃業 | ⑭ISO等認証取得 |
| ⑮その他(役員変更等) | ⑯資本・人的関係 | ⑰那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者証 |

変更届の掲載場所は、以下のとおりです。

那覇市上下水道局ホームページ ⇒ 「事業者の方へ」 ⇒ 「事業者の方へ」 ⇒ 「契約情報」 ⇒ 「入札参加資格取得申請について」の **入札参加資格取得申請書変更届書** を参照。

<https://www.city.naha.okinawa.jp/water/business/business2/keiyakujiyouhou.html>

※注意事項

- ① 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査）の有効期限は1年7ヶ月です。（毎年変更届の提出が必要です。）

建設業許可、経営事項審査、那覇市上下水道局指定給水装置工事業者証の有効期限が切れている場合は、入札が無効となりますので注意してください。

変更届の控が必要な場合は、変更届の写し又は受付票も提出してください。